

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

香芝市立鎌田小学校

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題であり、決して許されるものではない。本校では、すべての児童が安心して学校生活を送り、互いに尊重し合う関係を築くことができるよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年10月改正）（以下「市の基本方針」という。）に基づき、本方針を策定する。また、生徒指導提要の趣旨を踏まえ、発達支持的生徒指導の考え方を基盤として、すべての児童を対象とした未然防止を重視し、日常の教育活動全体を通して児童の健やかな成長を支える取組を推進する。具体的には、児童一人ひとりの自己存在感を高め、共感的人間関係を育み、自己決定の機会を保障することにより、いじめを生まない土壌づくりに努める。さらに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校全体で取り組むとともに、教職員がいじめ問題に対して共通理解をもち、担任だけで抱え込むことなく、組織的・協働的（チーム学校）な体制のもとで対応する。加えて、保護者及び地域、関係機関との連携を密にし、児童の声に丁寧に耳を傾けながら、継続的かつ実効性のある取組を推進する。

2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

いじめ防止対策推進法

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかなとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。

いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行う。

3 いじめの未然防止

本校では、これまでに、同一学級内や固定的な人間関係の中で、特定の児童に対する言葉によるからかいや無視などの行為が見られた事案があった。また、タブレット端末や家庭での情報端末の使用に関連して、SNSやメッセージアプリ上での不適切なやり取りや書き込みが確認されたケースもある。さらに、休み時間や放課後、登下校時など、教師の目が届きにくい場面において、児童同士のトラブルが発生しやすい傾向が見られる。これらの事案や傾向を踏まえ、本校では、いじめを未然に防止するために、発達支持的生徒指導の考え方を基盤とし、児童一人ひとりの自己存在感を高めるとともに、共感的人間関係を育成し、自己決定の機会を保障する教育活動を推進する。また、情報モラル教育の充実を図るとともに、日常的な観察や対話を通して児童の変化を早期に把握し、教職員間で情報共有を行うなど、組織的に未然防止に取り組む。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止のため、本校では次に掲げる取組を行う。

(1) 道徳教育及び人権教育の充実

道徳科の授業を中心に、相手の立場に立って考える力や思いやりの心を育成するとともに、学級活動や学校行事等のあらゆる教育活動を通して人権意識の向上を図る。また、いじめの問題を自分事として捉えられるよう、具体的な事例をもとに考え、話し合う活動を取り入れ、児童が主体的によりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。

(2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実

道徳や特別活動、総合的な学習の時間等において、自他の生命の尊さについて考える機会を計画的に設定する。また、日常の教育活動においても、互いの違いを認め合い、一人ひとりの存在を大切にする指導を積み重ねることで、生命を尊重する態度の育成を図る。

(3) 全ての児童生徒が自己肯定感や生活における充実感を得られる教育活動の充実

発達支持的生徒指導の考え方を基盤とし、授業や学級活動、学校行事等において、児童が主体的に活動できる場面を設定する。その中で、認められる経験や達成感を積み重ねることにより、自己存在感や自己有用感を高めるとともに、共感的人間関係を育成する。また、児童が自ら考え、選択・決定する機会を保障し、主体的に行動しようとする態度を育てる。

(4) 教職員のいじめ防止等のための取組の深化に向けた研修の実施

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する校内研修を計画的に実施し、教職員の共通理解を図る。また、事例研修やケース会議等を通して児童理解を深めるとともに、組織的な対応力の向上に努める。さらに、関係機関との連携の在り方や情報共有の方法についても研修を行い、チーム学校としての対応体制の充実に努める。

以上の取組は、別紙年間計画に示すとおり実施する。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、本校では、次のように対応する。

- (1) 教職員は早期のいじめの発見に努めるとともに、明らかにいじめに該当する行為だけでなく、いじめに該当する疑いのあるにとどまる行為についても、積極的に発見に努める。また、日常の教育活動において児童の言動や人間関係の変化を丁寧に見取るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施を通して、いじめの兆候を早期に把握する。
- (2) 教職員は、早期にいじめを発見するため、児童の日常の些細な変化に気づく力を高め、いじめを見過ごすことのないように的確に関わりをもつ。そのため、朝の会や帰りの会、休み時間、授業中等のあらゆる場面で児童の様子を観察するとともに、日常的な対話や声かけを通して信頼関係を構築し、児童が安心して相談できる環境づくりに努める。
- (3) 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合、またはいじめに該当する疑いのある事象を把握した場合は、直ちにいじめの被害を受けたとされる児童及び加害とされる児童並びに目撃した児童に対して簡易な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認するとともに、被害児童の安全確保を最優先とする。あわせて、当該事案については速やかに管理職及び関係教職員に報告し、組織的（チーム学校）に情報共有を行った上で対応方針を検討する。

5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

6 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は下記のとおりである。

委員長	校長	若狭 保
委員	校長	若狭 保
	教頭	井芝 律運
	教務主任	三木 雄馬
	生徒指導主任	児玉 豊子
	第1学年担任	曾和 千恵子
	第2学年担任	杉本 奈那
	第3学年担任	岩戸 由香
	第4学年担任	中嶋 史也
	第5学年担任	三木 雄馬
	第6学年担任	児玉 豊子
	特別支援コーディネーター	猪窪 愛
	養護講師	山本 可南美
	S S W	竹森 明日香

7 保護者及び地域住民等との連携

(1) 日常的な情報共有

担任を中心として、連絡帳、電話、家庭訪問等を通じて、児童の学校及び家庭における様子について情報共有を図る。

(2) いじめ防止対策のための方針の紹介

本校は、市の基本方針、本校の基本方針及びいじめの防止等のための対策について、学校ホームページ等で紹介して周知することで、本校が講じるいじめの防止等の対策に理解と協力を求める。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

本校は、児童の保護者に対し、児童がいじめをしないよう、規範意識を養うなど必要な指導に努め、児童がいじめに関わっていないか常に注意を払い、関わっている疑いがある場合は、学校に相談するよう啓発する。

(4) 相談体制の整備

保護者が安心して相談できるよう、本校の相談窓口及び香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

8 関係機関との連携

教育委員会、警察、児童福祉課及び児童相談所、福祉機関とは、市の基本方針に基づいて連携し、いじめ問題への適切な対応を図る。

9 いじめ重大事態の対応

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

10 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。

別紙 年間計画

	(1) 道徳教育及び人権教育の充実	(2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実	(3) 全ての児童生徒が自己肯定感や生活における充実感を得られる教育活動の充実	(4) 教職員のいじめ防止等のための取組の深化に向けた研修の実施
通年	<p>・道徳教育や人権教育においていじめ未然防止のための重点教材を設定し、いじめをしない、させない教育を推進していく。</p>	<p>・学校だよりや保健だより等を通じて保護者への啓発を行い、学校と家庭が連携して取組を進めていく。</p>	<p>・香芝市いいネットついで、児童の気分や体調を知ることができるため、現状の把握や児童への声かけを行う際のデータとして活用していく。</p> <p>・児童アンケートから「話すことに対する苦手意識」の理由として、間違ふことへの恥ずかしさが多く挙げられていた。失敗をおそれず発表できたり、間違いやできないことがあっても笑われたりしない学習集団作りに取り組む。今年度は、生徒指導の研究機会を得ており、そのような視点からも取組を進める。</p>	<p>・職員会議後に児童についての共通理解をはかる時間を取り、学校全体で児童を見ていく。</p> <p>・年3回いじめ対策委員会を開催し、早期発見、早期対応が行えるよう、迅速に共有できるようにする。</p> <p>・気付き見守りアプリを活用し、事案経過記録を登録している。過去の記録と合わせながら、児童の変化を教職員で共有している。</p>

1 学 期			<ul style="list-style-type: none"> ・1学期に「こころとからだのアンケート」を実施し、夏休み中に気になる児童のスクリーニング会議を行う。 	
2 学 期		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、3年生以上で生活安全教室を行ったが、SNS等に関するトラブルが、低年齢化しているため、今年度は、1年生から出前授業を計画している。 <p>11月9日(月) 実施予定</p> <p>2限(1・2年) 3限(3・4年) 5限(5・6年)</p>		